

新規許可

根 拠 法 令	解 説
<p>廃掃法 (市町村の処理等)</p> <p>第 6 条の 2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第 7 条第 3 項、第 7 条の 3、第 8 条の 2 第 6 項、第 9 条第 2 項、第 9 条の 2 第 2 項、第 9 条の 3 第 11 項、第 13 条の 11 第 1 項、第 15 条の 12、第 15 条の 15 第 1 項、第 16 条の 2 第 2 号、第 23 条の 3 第 2 項及び第 24 条を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第 7 条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。</p> <p>5 市町村長は、第 1 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃掃法第 7 条第 3 項の許可条件は、一般廃棄物処理計画に適合するもの、申請者の能力 	